

特定健診・後期高齢者健診を受けましょう！

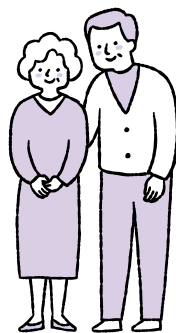
生活習慣病の早期発見・予防のために特定健診及び後期高齢者健診を受診しませんか。健康な毎日を送るために、年1回の健診が大切です。

- **対象者** 40歳以上の大豊町国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度加入者
- **受診方法** 健診実施医療機関に予約をし、特定健診・後期高齢者健診受診券、問診票、健康保険証をもって受診してください。約1カ月後に受診機関から結果が届きます。
※受診券の有効期限は、令和8年3月31日(火)です。
受診券がお手元がない場合は、下記までお問い合わせください。

● 人間ドックを受診される方へ

人間ドック受診時に特定健診または後期高齢者健診の受診券を提出することで、人間ドック費用から健診費用が控除されます。(対象外の医療機関がありますので事前にご確認ください。)
受診後は、健診結果と領収書を添えて人間ドック補助金を申請してください。
1万円を上限に補助金を交付します。

問い合わせ先 住民生活課 保険窓口班 岡崎



＼毎年11月8日は「いい歯の日」／

80歳で20本以上自分の歯を保つ「8020運動」を推進するため、日本歯科医師会は11月8日を「いい歯の日」として制定しています。

歯の健康を保つコツは、毎日の日ごろのケアと歯科健診、または歯科の定期受診です

大豊町では歯を健康に保つため下記の健診を実施しています。
ご希望の方は担当課まで申し込みをしてください。

健診内容	対象(町内在住者)	健診費用	担当課・申し込み
成人歯科健診	20～74歳	無料	地域福祉課 健康づくり班
高齢者歯科健診	75歳～		住民生活課 保険窓口班

半年、最低でも年1回自分の歯の状態を確認しましょう



いつまでもおいしく食べ、明るく笑える豊かな人生を送るために、こどもから大人まで、皆で歯とお口の健康に努めましょう。

夜間学級の生徒を募集します！

- **内容** 令和8年4月に入学する高知県立高知国際中学校夜間学級(夜間中学)の生徒を募集します。中学校の卒業資格が欲しい方、もう一度中学校の学習内容を学び直したい方のための、公立中学校夜間学級です。
- **対象** 高知県内にお住いの義務教育の年齢を超えた方で、国籍にかかわらず、卒業まで継続して通学できる方のうち
 - 中学校を卒業した方で、不登校や病気などの理由で十分学校に通えなかった方
 - 小学校や中学校を卒業していない方
 ※状況により、中学2年生、3年生からスタートすることもできます。
ただし、大学や高校等に在学中の方は対象となりません。
- **募集期間** 令和7年10月6日(月)～令和7年12月5日(金)
- **募集案内配布場所**
 - 大豊町教育委員会
 - 高知県教育委員会のホームページから、『高知県夜間中学』と検索していただくと、申請書のダウンロードができます。
- **申請書提出方法** 大豊町教育委員会など、募集案内配布場所に持参または郵送

問い合わせ先 教育委員会 人づくり班 藤原



令和8年 成人式の開催について

令和8年成人式を下記のとおり行います。

- **日時** 令和8年1月11日(日) 受付／午前10時 式典／午前10時30分から
- **会場** 総合ふれあいセンター 3階多目的ホール
- **対象者** 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれで町内に住所を有する方または町内の小・中学校の卒業生

※対象者のうち、町内に住所を有する方には、11月中にご案内いたします。
住所が町内にない方で参加を希望される方は、教育委員会までご連絡ください。

問い合わせ先 教育委員会 人づくり班 藤原



国民健康保険の届け出を忘れていませんか？

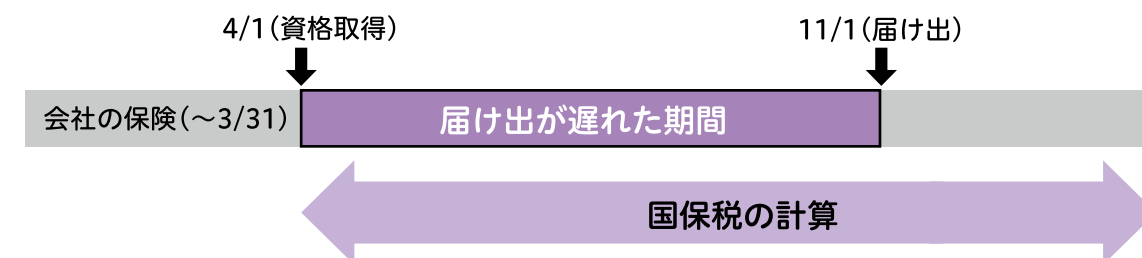
会社の保険などに加入している人を除いて、75才未満の人は国保に加入しなければなりません。
※マイナンバーカードの保険証利用をされている方も国保の加入・喪失の手続きは必ず必要です。

こんなとき	届け出に必要なもの	国保の資格
他の健康保険をやめて 国保に加入するとき	●他の健康保険の資格が失われたことを証明できるもの(資格喪失証明書)	退職した翌日から
他の健康保険に加入したため 国保をやめるとき	●国保の保険証 ●新しい保険証または資格取得証明書	資格を取得した日まで

国保の届け出は、事実が発生してから14日以内に手続きをしてください。

加入の届け出が遅れると…

国保税は届け出をした日からでなく、資格を取得した日まで遡って計算されます。
例えば…会社を退職した日が3月31日で、届け出をした日が11月1日の場合でも資格取得日は4月1日からとなります。(転入時に国保の手続きをしていない場合も同じです。)



どの医療保険にも加入されていない方

医療保険は、全ての方が必ず加入しなければなりません。会社の保険と違い、国保の加入には手続きが必要です。会社の医療被保険者証等をお持ちでない方は早急に手続きをお願いします。

国保税の納付はお済みですか

国保は、いつ病気やけがをしても安心して医療機関にかかれるよう、皆でお金を出し合い、お互いに助け合うことを目的とした制度です。

国保税を納めていない方がいると、国保の健全な運営に支障をきたします。

納付されていない方は、早めに納付をお願いします。また、納付が困難なときは相談してください。

国保税を納付しないでいると

国保税の納付がされない世帯には、通常の被保険者証に代えて短期被保険者証や被保険者資格証明書を交付していましたが、令和7年12月2日以降は短期被保険者証も廃止され、特別療養費の支給対象になる場合があります。

- 特別療養費の対象になると、病院などで診療を受けたとき、医療費をいったん全額支払っていただきます。その後、保険給付分については手続きしていただくことによって還付されますが、場合によっては給付の一時差し止めや、滞納額を差し引くこともあります。
- 不動産、給与、預貯金額があるのに、納付の義務を果たさない場合は、差押えを行うこともあります。

特別な事情があるときは申し出を

災害などの特別な事情により国保税の納付ができない場合は、必ず申し出をしてください。

問い合わせ先 住民生活課 保険窓口班 岡崎